

引につき、2002年11月7日後に付与され、IFRS移行日前に権利が確定した資本性金融商品については、IFRS2号「株式に基づく報酬」を適用することが奨励されているが、要求はされていない（IFRS1号D2項）。当該免除規定を選択した場合でも、IFRS移行日時点において権利が確定していない株式に基づく報酬取引については、IFRS2号に基づく原則的な処理が求められることになる。

分析対象17社のうち4社（24%）（前回分析では22社のうち7社（32%））が、当該株式に基づく報酬取引に関する免除規定を選択している旨の開示を行っていた。

みなし原価

有形固定資産や、原価モデルを選択している投資不動産、使用権資産、および一部の無形資産については、IFRS移行日現在の公正価値をIFRS移行日現在における帳簿価額とみなすことが認められている（IFRS1号D5項、D7項）。

分析対象17社のうち3社（18%）（前回分析では22社のうち4社（18%））が、当該みなし原価の使用を選択し

ている旨の開示を行っていた。

借入コスト

借入コストは、本来は資産化の開始日に遡って資産化が必要があるが、借入コストの資産化に必要な情報を適時的に入手するのにコストがかかることが想定されていることから、移行日からまたはIAS23号「借入コスト」28項で認められているそれより早い日から適用することを選択

扱できる（IFRS1号D23項）。

分析対象17社のうち2社（12%）（前回分析では22社のうち5社（23%））が、当該借入コストに関する免除規定を選択している旨の開示を行っていた。

資産除去債務

資産除去債務に係る免除規定では、IFRS移行日前に発生した廃棄、原状回復およびそれらに類似す

る負債の特定の変動について、関係する資産の原価に加減することが免除され、IFRS移行日時点で負債を認識しなければならない（IFRS1号D21項）。

分析対象17社のうち当該資産除去債務に関する免除規定を選択している旨の開示を行っている企業はなかった（前回分析では22社のうち2社（9%））。

第5章

当期利益の増加・減少の企業割合は同程度調整表に関する開示状況

（この章のエッセンス）

- IFRS適用により、日本基準より当期利益が増加・減少する企業の割合はほぼ同程度であった。
- 同様に、収益が減少した企業は80%、資本が減少した企業は67%、総資産は増加する企業は80%であった。

調整表の表示

IFRSの初度適用企業は、従前の会計原則からIFRSへの移行が、報告された財政状態、財務業績およびキャッシュ・フローにどのように影響したのかの説明が要求されている（IFRS1号23項）。そのた

め、最初のIFRS財務諸表において、従前の会計基準に従って報告された資本および包括利益合計からIFRSに準拠したものへの調整表を開示しなければならない（IFRS1号24項）。当該調整表は、利用者が財政状態計算書および包括利益計算書に対する重要な修正を理解できるようにするのに十分な詳細を示